

# 機關士組合假定期

10.4.3

- 第一條 本會ハ機關士組合ト稱ス
- 第二條 本會ハ汽機汽罐ニ關スル學術技術ヲ研鑽練習シ且會員相互ニ戮力協心シテ海事ノ發達及ヒ各自ノ社會的向上ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メノ事業ヲ行フ
  - 一、汽機汽罐及海事ニ關スル學術技術上ノ研究並ニ社會問題ノ講究ヲ遂ケ其結果ヲ公表スルコト
  - 二、海事政策ニ關シテ政府ノ諮問ニ應ジ又ハ政府其他公私機關ニ對シ意見ヲ提出スルコト
  - 三、意思表及手続關トシテ新聞紙ヲ發行スルコト
  - 四、船主ト會員間ニ於ケル雇傭ニ關スル委囑推察及ヒ協調ノ勞ヲ執ルコト
  - 五、幹事會及評議員會ニ於テ決シタル其他ノ事業
- 第四條 本會事務所ハ神戸市ニ設ケル  
但必要ト認メタルトキハ評議員會ノ決議ヲ經テ支部又ハ出張所ヲ設ケルコトヲ得
- 第五條 本會ニ基本會ヲ置ク  
基本會ハ會員ノ贈出セル基金及ヒ指定寄附金ヲ以テ組成ス  
基本會ハ確實ナル方法ニヨリ保管スルモノトス  
基本會ハ總會ノ決議ヲ經ルニテラカレハ處分スルコトヲ得ス
- 第六條 本會ノ經費ハ基本資産ヨリ生ズル收入及會員ノ支出スル會費並ニ一般寄附金其他ノ收入ヨリ支辨ス
- 第七條 本會ノ經費ニ不足ヲ生シタルトキハ會員ニ於テ之ヲ平等ノ負擔スルモノトス
- 第八條 本會ノ會員ハ機關長及ヒ機關士ノ技術免狀ヲ有スルモノニ限ル
- 第九條 會員タラントスル者ハ本會基金拾圓ヲ贈出スルニ依リテ其資格ヲ得  
會員ハ規定ニヨリ毎月會費圓以上五圓未満ノ會費ヲ納付スルモノトス
- 第十條 會員ハ六ヶ場合ニ於テ其資格ヲ失フ
  - 一、死亡
  - 二、退會又ハ除名
- 第十一條 會員ニシテ左ノ事由ノ一ニ該當スルモノハ評議員會ノ決議ヲ經テ之ヲ除名ス
  - 一、故クシテ六ヶ月間會費ヲ納付セザルモノ
  - 二、本會ノ定款及ヒ規程ニ違背シ又ハ本會ノ體面若クハ利益ヲ毀損スル行爲ヲ行フコト認メタルモノ
  - 三、犯罪其他ノ事由ニヨリ除名スヘキ者ト認メタルモノ
- 第十二條 會員ニシテ退會セントスルトキハ事務幹事ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス  
但本會ニ既納ノ會費ハ總會ノ場合ニテ返還セザルモノトス
- 第十三條 本會役員ハ幹事五名乃至十名評議員二十名乃至四十名トシ每總會ニ於テ其ノ定員ヲ定メ選舉ス  
但評議員ハ會員中ノ機關長及ヒ一等機關士中ヨリ各其ノ年數宛テ選舉ス
- 第十四條 幹事ノ任期ハ二年評議員ノ任期ハ一年トス  
前項ノ任期満了後ト雖後任者就職ノ日迄在職スルモノトス  
幹事及ヒ評議員ハ再選ヲ妨ケザレトモ再選幹事ハ連續三期以上ヲ越エヘカラス
- 第十五條 役員ノ選舉ハ記名投票ヲ以テ之ヲ行ヒ最多數ヲ得タル者ヨリ順次當選者ヲ定メ最後ニ同數ノ得票者二名以上アリタルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十六條 幹事及ヒ評議員ニ欲員ヲ生シタルトキハ直ニ其補缺選舉ヲ行フ、但第十三條ニ限定セル最少數ノ人員ヲ缺カサルトキハ其選舉ヲ次ノ總會迄延期スルコトヲ得  
補缺員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス